

# 『HTM基金』 募集要項

2024年1月吉日

公益財団法人公益推進協会

## 目的

当基金は、ある篤志家の方からの寄付を生かし、健康で幸せな人々の暮らしを守るために設立されました。障がいや病気を抱える人々やその家族への支援となる活動をサポートし、公益の増進に寄与することを目的とします。

## 助成額

助成金額：原則として30万円以内／件

### 【注意】

以下の支出項目は助成対象外です。

- (1) パソコン・カメラ等の団体が備えるべき耐久消費財の購入費用
- (2) 総額が10万円以上の備品の購入費用（消耗品は含めない）
- (3) 団体の経常費用（地代家賃・水道光熱費・常勤スタッフの人件費等）

但し、(1) (2) については、助成事業の実施において特に購入が不可欠であると団体が判断した場合に限り、相応の事由が添えてあれば申請可能です。（※選考により認められない場合があります。）

## 助成件数

1～2 件程度

## 募集期間

2024年2月1日～2024年4月18日（※Googleフォームにて受付 17:00締切）

## 助成対象

(1) 助成対象団体

本拠地および活動拠点が日本国内にある非営利団体（法人格は不問<sup>注1</sup>）で以下の要件を全て満たしていること。

1. 団体の活動実績が1年以上<sup>注2</sup>あること。
2. 助成金受け取り口座として団体名義の口座を指定できること。（任意団体も同様）
3. 政治や宗教活動を目的としない団体であること。
4. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう）ではない、または反社会的勢力と一切関わりのない団体であること。

注1 営利法人は対象外です。

注2 法人設立から間もない団体は、任意団体の活動実績と通算して1年以上あれば対象とします。但し、その場合には、法人の事業報告書に加え、任意団体時の（該当年度の）事業報告書の証明が必要です。決算書も同様に提出が必要です。

## (2) 助成対象事業

**障がいや病気に悩む人々とそのご家族が抱えている様々な問題に対して、医療・福祉上の支援となる事業**

※以下に該当する活動は対象外です。

- ・研究を目的とした調査・分析
- ・学術論文の作成を目的とした活動
- ・当基金の助成金を用いた他団体への再助成や寄付を募る行為などの活動

## (3) 助成対象期間

2024年6月1日から2025年5月31日までの間に行われる事業が対象

## 応募方法

応募フォームに下記書類を添付し、応募してください。

(Googleフォーム) URL <https://forms.gle/5f2CoB3ZV7odmHhL7>

※応募にはGoogleアカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。

1. 申請補助資料（助成実績・収支概要）  
※当財団ホームページ <https://kosuikyo.com/> よりダウンロードしてください。
2. 定款または団体の規約や会則
3. 前年度の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
4. 本年度の予算書と事業計画書 ※助成期間を含むものとする
5. 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
6. その他資料 ※企画書・活動状況のわかる資料 をA4・2枚まで添付可能【提出は任意】
7. 履歴事項全部証明書【提出は法人のみ】

### 【添付ファイルについて】

上記の書類を1から順番に添付してください。

ファイル名は 番号+添付資料名+（団体名）としてください。 例) 1.申請補助資料（NPO法人〇〇会）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられません。ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。余裕をもって手続きをお願いします。

## □選考方法及び通知

### (1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に**書類選考**し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

### (2) 結果通知

2024年5月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書またはメールで通知します。  
※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。  
その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ等）には、「**公益財団法人公益推進協会HTM基金による助成事業**」であることを**必ず明記**してください。
- ・助成金の受給を受けた場合は、**申請の予定通り事業を遂行**して下さい。
- ・受給した助成金は、**善良なる管理者の注意**をもって管理し、**申請した助成対象事業以外への利用はしないでください**。
- ・助成対象事業の完了後、**1ヶ月以内**に下記の**2種類**の書類を指定するフォームから提出してください。
  - ① **助成事業報告書（指定書式）**
  - ② **助成事業収支報告書（指定書式）** ※支払先や支払金額が明記された**領収証の写しを必ず添付**
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■**やむを得ず**以下の事情が生じた場合は、**必ず当財団の事前承認を得てください**。

- ・助成対象事業の内容を**変更**するとき
- ・助成対象事業を**中止**する場合や**重複しての受給**となることが判明したとき
- ・**助成実施期間の延長**を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

**助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還**をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

**助成に対する問い合わせ先**

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 HTM基金担当 宛

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204 E-mail : info@kosuikyo.com

なお、問い合わせの対応時間は平日の10:00~17:00までとします。